

# 岐阜県住宅資金助成制度

## 新築住宅

県では、新築住宅を取得するときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する人に対し、ローン返済額のうち、1.0%の利子に相当する額を、当初5年間補助しています。

### 1 お申込みができる方



#### <共通要件 ～以下の全ての要件を満たす方～>

- (1) 県内に自ら居住する新築住宅を取得される方
- (2) 都道府県税を滞納していない方
- (3) 県が指定する金融機関の住宅ローン（借入額100万円以上で償還期間が10年以上のものに限る。）を利用する方
- (4) 岐阜県が行う住宅建設に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金を受けていない方
- (5) 「性能評価住宅<sup>\*1</sup>」又は「フラット35適合住宅<sup>\*2</sup>」を取得される方
- (6) 誘導居住面積水準<sup>\*3</sup>以上の住宅を取得される方

#### <個別要件 ～各メニューに応じた要件を満たす方～>

**こそだてゆうゆう住宅** <岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度>  
抽選を実施することなく利子補給が受けられます。

18歳未満（ただし、満18歳になって最初に迎える3月31日までは対象）の子が2人以上いる世帯が同居する住宅を取得される方

**高齢者同居等住宅** <岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度>

満60歳以上の方又は障がい者と、その親族が同居するバリアフリー性能が高い住宅<sup>\*4</sup>を取得される方

**岐阜県産木造住宅** <岐阜県産木造住宅建設資金利子補給制度>

県内の森林から生産された木材を一定量（床面積1㎡あたり0.08m<sup>3</sup>以上とする。ただし最低使用量を10m<sup>3</sup>とする。）以上使用した戸建住宅を取得される方

**省エネ住宅** <岐阜県省エネ住宅建設資金利子補給制度>

省エネ性能が高い戸建住宅<sup>\*5</sup>を取得される方

※1 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づいて、建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅をいい、利子補給を受けるには、以下の等級を満たす必要があります。

劣化対策等級2以上かつ断熱等性能等級2以上（又は一次エネルギー消費量等級4以上）

※2 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す、フラット35適合証明書の交付を受けた住宅

※3 共同住宅の場合：20㎡×世帯人数+15㎡ 戸建住宅の場合：25㎡×世帯人数+25㎡

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3) 注1の適用はローン契約日、性能評価日、フラット35適合証明日のいずれか遅い日を基準とする。

※4 フラット35Sバリアフリータイプの基準を適用又は性能評価における高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

※5 認定低炭素住宅、トップランナー基準を満たす住宅又は一次エネルギー消費量等級5の基準に適合している住宅（木造住宅においては、性能評価における断熱等性能等級（又は一次エネルギー消費量等級）4の基準に適合している住宅も可）